

2.6 研究活動と研究環境

2.6.1 研究環境

<2003年度に設定した目標>

競争的研究環境の確立をめざして、研究費については「学生の教育のための研究は学内研究費」で、「研究者としての専門領域における研究は外部資金」で、という原則を置くなど、以下のような目標を設定する。

1. 外部資金導入の一環として、文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業、科学研究費補助金および研究助成財団等への研究助成金の申請とその採択の増加。
2. 学内に確立されているデュアルサポートシステムの拡張等による学内研究費の効率的運用。
3. 研究推進のための学長人事枠教員制度の導入。
4. 期間を定めた研究プロジェクトである「特定プロジェクト研究センター」の拡充。

【評価項目 9-1-1】 経常的な研究条件の整備

- (必須要素) 個人研究費、研究旅費の額の適切性
- (必須要素) 教員個室等の教員研究室の整備状況
- (必須要素) 教員の研究時間を確保させる方途の適切性
- (必須要素) 研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性
- (必須要素) 共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性

(現状の説明)

1. 個人研究費、学会出張費等

(1) 個人研究費

個人研究費は、専任教員（教授、助教授、専任講師、助手）と英語常勤助教授、外国人常勤講師に対して、各教員個人の研究を助成するために一律34万円（年額）支給され、研究課題を遂行する上で、研究に直接必要な経費（消耗品費、図書費、研究旅費等）を支出の範囲としている。なお、英語・日本語・中国語・朝鮮語の常勤講師には、教育研究補助費として一律19万円（年額）支給されている。

(2) 学会出張費

学会出張費は、国内外で開催される学会に出席するための旅費で、一律22万5千円（年額）が支給されている。支給対象は個人研究費と同様である。なお、英語・日本語・中国語・朝鮮語の常勤講師には、学会出張補助費として一律15万円（年額）支給されている。

(3) 上記のほか、教員が個々の研究課題について継続して遂行するに際し、特に経費が必要な段階における研究費を補助（年間10名以内、1人当たり年額100万円）する「個人特別研究」（2003年度10件、2004年度10件）、海外の研究者の招聘または派遣によって研究を推進する教員を対象として、その交通費の一部を補助（交通費の7割、上限50万円）する「国際共同研究交通費補助」、国外で開催される国際学会および国際会議で研究報告や運営責任者となる教員を対象として、その必要経費（交通費、宿

泊費、学会参加費等)を助成(実費15万円以内)する「国際学会・会議報告者等助成金」などの制度を整備している。(大学基礎データ表12補足資料 参照)

2. 個人研究室

個人研究室は、専任教員(教授、助教授、専任講師、助手)のほか、英語常勤助教授および客員教員の一部に供与している。

個室総数は496室で、1室あたりの面積は、西宮上ヶ原・神戸三田の2キャンパス平均で18.7㎡である。1人1室が原則であるが、司法研究科および経営戦略研究科の実務家教員で責任担当コマ数の少ない場合は、1室を2人仕様としている。また、外国人常勤講師、英語・日本語・中国語・朝鮮語の常勤講師には、チームティーチング体制に配慮し、個室ではなく共同研究室を供与している。

各室は西宮上ヶ原キャンパスでは、第1教授研究館、第2教授研究館他8棟に、神戸三田キャンパスではI号館他2棟に分散している。現在の空室数は29室であるが、現在欠員の補充人事がなされると10室程度の余裕しかなく、その大半が狭隘な個室となる。なお、第1教授研究館および第2教授研究館については、複数学部の教員が入室しているため、その管理・運営は副学長を委員長とした研究館運営委員会によるが、他は当該学部、研究科等により行われている。(大学基礎データ表35参照)

3. 研究時間の確保

教員の職務を定めた「大学専任教員職務規程」に、授業担当責任時間は学部において1週8時間と規定されている。一方、授業担当時間の上限を定めていないため、学部および研究科によっては数多くの授業を担当している教員も少なくない。私立大学は一般的に言って、研究よりも教育に多くの時間がとられる傾向にあり、研究期間としては、夏季休暇、冬季休暇および春季休暇が該当する。授業開講中の研究時間は、授業の準備のほか、オフィスアワー、諸会議、各種委員会等に時間が割かれ、また、行政職の役職を担当する教員は担当業務および会議等に多くの時間がとられ、十分な研究時間を確保しているとは言いがたい。しかし、毎日の出勤を義務づけられているわけではないため、授業を担当しない日については研究時間が確保されているとも解釈できる。

4. 留学制度、特別研究期間制度、自由研究期間制度

教員の研究時間確保のための制度としては、留学制度、特別研究期間制度と自由研究期間制度を設けている。

(1) 留学制度

留学制度には、旅費、研究調査費、滞在費等として留学費が支給される「学院留学」、留学経費の一部を補助留学費として支給される「補助留学」、留学費、補助留学費が支給されない「学院外留学」のほか、本学院創設者のキリスト教精神を継承し、教育に貢献することのできる35歳以下の教員を対象とする「ランバス留学」がある。

「学院留学」の期間には長期(1年)と短期(75日~188日)があり、留学費は長期が350万円、短期が200万円~260万円である。「補助留学」の期間は3カ月以上で、補助留学費は30万円(上限)である。「ランバス留学」の期間は2年間を限度で、留学費は18,000USドル(1年)であるが、留学地の大学または大学院に正規学生として入学する場合は、授業料の半額(7,000USドルを限度)が支給される。

(2) 特別研究期間制度

教員が一定の期間、特定の研究・調査に従事することを助成するための制度で、特別研究期間中は特別研究費が支給され、原則として授業の担当が免除される。

期間は1年または春学期または秋学期で、特別研究費は1年48万円、春学期／秋学期24万円である。

(3) 自由研究期間制度

一定の期間授業等公務を免除され、教員の専攻分野に限定されない自由な調査・研究に専念できる機会を提供する制度で、期間は春学期または秋学期である。

<留学制度、特別研究期間制度、自由研究期間制度の利用状況>

		短期						長期						
		学院留学	補助留学	学院外留学	特別研究期間	自由研究期間	計	ランパス留学	学院留学	補助留学	学院外留学	特別研究期間	自由研究期間	計
	人数枠	9			11		20	2	6			8		16
2001年度	新規実数	9			6		15	2	6			4		12
2002年度	新規実数	4			5	1	10	1	6			7		14
2003年度	新規実数	7	1		6	1	15	2	6			5		13
2004年度	新規実数	7			6 4	1	14 12	2	3			6		11
2005年度	新規実数	6 7	1		5 4		12	2	6			6		14

5. 大学共同研究

本学における学際的学術研究を高揚するとともに、学部・学科・研究所等の複数の研究組織にわたる研究交流を促進するため、研究内容が複数の分野にわたるもので、具体的なテーマをもつ共同研究を支援することを目的として、大学共同研究の制度を設けている。

共同研究には一般研究、特定研究、指定研究、共同研究出版助成があり、その内容は次のとおりである。

(1) 一般研究

- ①一般研究A（研究期間1年、研究費150万円～250万円以下）
- ②一般研究B（研究期間2年、研究費2年間総額200万円以下）
- ③一般研究C（研究期間1年、研究費100万円以下）

(2) 特定研究

直接教育に還元される研究であり、研究年度の翌年度に、研究成果をもとに「総合コース」を開講することを義務とするもので、研究期間1年、研究費は50万円～100万円以下である。

(3) 指定研究

本学が研究活動・教育活動を通じて社会に貢献するうえで、特に奨励すべきと考えられる研究で、学長が研究課題と研究代表者を指定して、大学として取り組む研究で

ある。

(4) 共同研究出版助成

共同研究の成果の出版を、研究年度の翌年度以降に助成する制度で、助成金額は1件100万円を限度としている。

以上の大学共同研究のほかに、産業研究所、総合教育研究室、情報メディア教育センター、言語教育研究センター、人権教育研究室、キリスト教と文化研究センターが共同研究費を設けている。

2004年度は、大学共同研究12件、産業研究所3件、総合教育研究室9件、情報メディア教育センター5件、言語教育研究センター6件、人権教育研究室4件、キリスト教と文化研究センター1件で、合計40件となっている。

(点検・評価の結果)

1. 個人研究費、学会出張費等

研究に必要な経費は、通常必要な事柄が発生した場合に、その都度執行しているが、個人研究費については、教員の利便性を考慮し、年度始めに全額事前支払いにしている。そのため税務署は「個人所得とみなすのが相当」と主張しており、本学は「教員の良識に基づき、研究に直接関わる経費にのみ支出しており、年度末には用途を明確にした報告書を提出させているので、経費とみなしてもらいたい」と反論し、今日に至っている。しかし、実際の会計報告は年度が明けてからとなり、事務局でのチェックが終了し、教員へ対応するまでかなり遅くなっている。2003年度会計報告書の対応が、2005年3月頃となっている。

このような背景から、教員の自己責任において、支出の合理性を第三者に説明できるよう個人研究費を執行するよう周知している。また、他の研究費のように都度払いへの変更についても検討する必要があるが出てきている。

学会出張費は、都度払いで概ね適切に執行されているが、学会参加や宿泊を必要とする出張の適切性について検討が必要である。

個人特別研究費、国際共同研究交通費補助金、国際学会・会議報告者等助成金については、同一研究者が複数の補助金や助成金を受領している場合などもあり、制度の一本化など、検討する必要がある。

2. 個人研究室

個人研究室の面積は文部科学省の求める20㎡を満たさない研究室も多く、建物によるバラツキが顕著である。個人研究室が設置されている研究館の築年数による面積や設備の格差は逆に広がっている。総数にも余裕が無く、国内外から客員教員・客員研究員を招聘する場合、全員の研究室を確保することは難しい。個人研究室を増設することが喫緊の課題である。

3. 研究時間の確保

研究時間の確保については、研究成果とともに検討する必要がある。授業時間以外および夏季、冬季、春季の期間に休暇があり、トータルでどれくらいの研究時間が確保され、その結果、成果として学会での研究発表や論文作成等に繋げることができたのかを

検証していく必要がある。研究費を支給されている面から、「職務規程」に研究費の成果として、論文の発表等について明記することを検討する必要がある。

4. 留学制度、特別研究期間制度、自由研究期間制度

学部事情や専攻分野により、人数的にはバランスのとれた割当にはなっていない年度も見られる。特定学部や年度に集中しない制度運用が課題である。

5. 大学共同研究

「学部・学科・研究所等の複数の研究組織」で構成することになっているが、学部内で学科が異なっておれば認めており、これが学際的学術研究かどうかについては問題がある。また、予算限度額があるため、配分が100%になっていない場合があり、選考方法および配分額の基準策定について検討を要する。

(改善の具体的方策)

1. 個人研究費、学会出張費

教員の自己責任において、支出の合理性を第三者に説明できるように個人研究費を執行するよう周知をさらに徹底するとともに、都度払いへの変更について検討を行う。

個人研究費の一律支給は、文系理系の差異のほか、研究分野や研究方法、あるいは研究の実状（実験系か非実験系）に即したものとなっていない。世間の趨勢は競争的研究資金に重点が置かれつつあり、適正な研究条件整備を行っていく必要がある。個人研究費のみならず、図書費やその他の研究費とともに全般的に見直していくことが必要であり、検討を進めていく。

学会出張費の執行については、学会参加や宿泊を必要とする客観的に裏付ける資料の添付を2005年度から義務付け、第三者への説明責任を果たす。

現在では国際学会や国際会議での研究報告などは珍しいことでもなく、国際共同研究交通費や国際学会・会議報告者等助成金の制度の一本化など、抜本的な見直しが必要である。

2. 個人研究室

学部設置やそれに伴うキャンパス整備については、西宮上ヶ原キャンパス整備充実計画基本構想ワーキンググループで検討中であり、同グループで個人研究室の新設について具体的に検討を進めている。

3. 研究時間の確保

教員の研究時間を確保するためには、各教員が教育・研究をはじめ役割分担を公平にすること、そして、会議時間の短縮、権限委譲等で対応することが考えられる。

4. 留学制度、特別研究期間制度、自由研究期間制度

留学制度、特別研究期間制度、自由研究期間制度について、各学部の差異をできるだけなくすべく、各学部で平準化し、予算を公平に按分し、その範囲内で各学部の方針により運用できるよう全体の研究費とともに検討する。

5. 大学共同研究

学際的学術研究は今後も振興させていく必要があるため、予算の拡大を図る。

【評価項目 9-1-2】 競争的な研究環境創出のための措置

- (選択要素) 科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況
- (選択要素) 学内に確立されているデュアルサポートシステム（基般（経常）的研究資金と競争的研究資金で構成される研究費のシステム）の運用の適切性
- (選択要素) 流動研究部門、流動的研究施設の設置・運用の状況性
- (選択要素) いわゆる「大部門化」等、研究組織を弾力化するための措置の適切性

（現状の説明）

1. 科学研究費補助金

科学研究費補助金は、一般的な学外資金としては最大であるため、教員に対して説明会を実施するとともに個別の相談に応じている。また、科学研究費補助金への申請奨励を全学的に行っており、申請実績を学内研究助成の応募資格としている制度もある。

2004年度の申請状況等は、対象者数399名（2003年度389名）、申請者数107名（同103名）新規申請課題数76件（同91件）、新規採択課題数24件（同32件）である。また、採択率31.6%（同35.2%）である。なお、交付内定額は1億7,020万円（同1億4,306.7万円）である。（大学基礎データ表33および表34参照）

2. 研究助成団体等の研究助成

「科学技術基本法」制定以来、文部科学省以外の省庁からの研究委託を大学が受けることができるようになった。現在、経済産業省をはじめとした各省庁による公募型研究は多数あり、応募書類作成時から採択後の支払い業務等に至るまで、研究者の支援、事務手続きを行っている。

2004年度の実績は、厚生労働科学研究費補助金2件（710万円）を受領している。

3. 文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業

2001年度 オープン・リサーチ・センター整備事業（3件）

2002年度 ハイテク・リサーチ・センター整備事業（1件）

学術フロンティア整備事業（1件）

産学連携研究推進事業（1件）

2003年度 産学連携研究推進事業（1件）

2004年度 オープン・リサーチ・センター整備事業（2件）

2005年度 オープン・リサーチ・センター整備事業（1件）

4. 特定プロジェクト研究センター

教員の自主的で学際的・革新的なプロジェクト型研究活動を推進し、研究成果を社会に還元し社会貢献に資することを目的として、2004年度新たに特定プロジェクト研究センター制度を設け、現在、次の10のプロジェクト研究が活動している。

①死生学・スピリチュアリティ研究センター（2004.10～2009.9）

②歌劇研究センター（2004.10～2009.9）

③都市創造研究センター（2004.10～2009.9）

④環境調和型高分子研究センター（2004.10～2009.9）

⑤ヒューマンメディア研究センター（2004.10～2009.9）

⑥ユニバーサルデザイン教育研究センター（2004.10～2009.9）

⑦少子経済研究センター（2005.4～2010.3）

⑧エンタテインメントコンピューティング研究センター（2005.4～2010.3）

⑨国際開発戦略リサーチセンター（2005.4～2010.3）

⑩地域・まち・環境総合政策研究センター（2005.4～2010.3）

5. 研究推進のための学長人事枠教員採用

学術研究推進および知的情報発信の活性化並びに本学の社会的評価の向上に寄与するため、学長人事枠による特別任期制教授の制度が2003年6月から設置された。2005年1月17日に開設された災害復興制度研究所の主任研究員1名が、この特別任期制教授の制度を活用し特別な研究に従事する者として2005年4月に採用された。

（点検・評価の結果）

外部資金の導入について、研究助成金の申請とその採択の増加を目標として設定しているが、2005年度の科学研究費補助金の申請状況等は、対象者数462名、申請者数145名、申請課題数156件、採択課題数83件、申請率31.4%、採択率53.2%となり、成果が出ていると判断できる。なお、交付内定額は2億650万円である。

学内研究費は一律支給の制度が多く、研究分野の差異、実情、そして研究成果に即していない場合がある。競争的な制度への見直しを検討する必要がある。

（改善の具体的方策）

外部資金の導入について、採択の増加および交付額も増加している状況を継続していくため、申請件数を増加させていく必要がある。競争的な研究資金を導入するため、教員の意識の高揚をさらに推し進め、競争的な研究環境の確立を目指す。

【評価項目 9-1-3】 研究上の成果の公表、発信、受信等

（選択要素）研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性

（選択要素）国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況

（現状の説明）

専任教員の研究業績（学位論文ないしはそれに匹敵する内容をもった学術書が対象）を発表する目的をもって「関西学院大学研究叢書」および「関西学院大学論文叢書」を刊行する制度がある。また、専任教員の外国語の研究業績を印刷し、広く学内外に発表することを目的として『欧文紀要』を刊行している。名称は次のとおりで、それぞれ年1回刊行している。

①『KWANSEI GAKUIN HUMANITIES REVIEW』

②『KWANSEI GAKUIN SOCIAL SCIENCE REVIEW』

③『KWANSEI GAKUIN SCIENCES REVIEW』

これとは別に研究成果を公表できるものとしては、各学部が発行する研究紀要がある。また、学部・研究科によっては、大学院学生の論文集を発刊するほか、大学院学生に投稿する制度を認めている研究紀要もある。

各学部が発行している研究紀要は次のとおりである。

①神学部 『神学研究』

- ②文学部 『人文論究』『哲学研究年報』『美学研究』『教育学科研究年報』
『臨床教育心理学研究』『関西学院史学』『関学西洋史論集』
『日本文藝研究』『英米文学』『年報・フランス研究』
『K Gゲルマニスティク』
- ③社会学部 『社会学部紀要』
- ④法学部 『法と政治』『LAW REVIEW』『外国語・外国文化研究』
- ⑤経済学部 『経済学論究』『exエクス（言語文化論集）』
『関西学院経済学研究』（院生会）
- ⑥商学部 『商学論究』『International Review of Business』
『マネジメント・レビュー』『関西学院商学研究』（院生会）
- ⑦総合政策学部 『総合政策研究』

研究紀要の刊行回数は異なるが、1回当たり20万円の出版補助を行っている。また、学部・研究科により異なるが、当該学部教員・大学院学生および学部学生に頒布あるいは配布している。

なお、外国で開催される国際的な学会、会議で報告者・座長等を行う場合に助成する「国際学会・会議報告書等助成金制度」や、本学を会場として学会が開催された場合の経費の一部を補助する「学会開催補助制度」を整備している。

（点検・評価の結果）

研究成果の公表については、それを促進する上で一定の成果をあげていると評価できる。もっとも研究紀要については査読付き論文雑誌ではないため、今後は、公表の主たる手段とは位置づけられない。

研究論文、研究成果を公表する支援制度としては、予算との兼ね合いがあるが、さらに拡充していく必要がある。

（改善の具体的方策）

人文・社会科学系の若手研究者は、研究紀要で論文発表を行い、それを取りまとめ結果的に博士学位取得のための著書にして刊行することが慣例であった。そうした環境を大きく変えることなく、さらに競争的な環境の確立を目指していく。

今後、これまでの制度に加えて、理工系を含め、国際的な研究成果創出支援制度などについて検討していく。国際的な学術雑誌への研究論文掲載を推奨する制度の確立、また投稿料を補助するなど支援制度の整備を目指す。

【評価項目 9-1-4】 倫理面からの研究条件の整備

- （選択要素）倫理面から実験・研究の自制が求められている活動・行為に対する学内の規制システムの適切性
- （選択要素）医療や動物実験のあり方を倫理面から担保することを目的とする学内の審議機関の開設・運営状況の適切性

（現状の説明）

学外機関との交流を行うに際して、研究者の心構えとして、「関西学院大学学外交流倫理基準」を1995年10月に制定して、関西学院大学学外共同研究規程、関西学院大学受託研究規程、その他本基準に準拠することを定める本学の規程の各制度についてその決定および運用における判断基準を定めている。

学外機関との交流の決定および運用における基準は、次の自主・公開・平和利用の3つの原則に基づいている。

① 自主の原則

- a. 研究を担当する本学研究者の自由や創意が尊重され、研究者の意思決定の自由が確保されていること。
- b. 交流が大学の使命の達成に支障をきたすものでないこと。

② 公開の原則

- a. 交流による研究成果については、公表を原則とする。
- b. 工業所有権等の取得およびその他合理的理由のため公表を制約する場合は、合理的期間の範囲内とされていること。

③ 平和利用の原則

- a. 軍事開発や人権抑圧など反人類的内容を目的とする研究教育は行わないこと。
- b. 交流による研究成果が、明白に上記に定める目的で利用されるものでないこと。

また、倫理面から実験・研究の自制が求められている活動・行為に対する学内的な規程として「関西学院大学組換えDNA実験安全管理規程」が、医療や動物実験の在り方を倫理面から担保することを目的とする学内的な規程として「関西学院大学動物実験管理規程」が制定されている。

（点検・評価の結果）

他大学では、学術研究が社会からの信頼と尊敬を得るために研究倫理規準を制定し、人間を対象とする調査や実験について倫理的および社会的諸問題に対処するための基本原則などを内規として制定している大学が少なくない。

このような大学と比べた場合、上記の現状で満足であるとは言いがたい。

（改善の具体的方策）

現在、人を対象とした各種の臨床研究・調査研究に関する学内倫理規程を制定し、倫理問題を検討する委員会を設置するため、ワーキンググループを立ち上げ検討に入っている。

倫理面からの学内での規制システム等については、必要性があるごとに検討し、改訂するとともに、新たに制定していく。

2.6.2 研究活動

＜2003年度に設定した目標＞

1. 研究活動の活性化
2. 研究成果の発表の推進
3. 専任教員の研究業績データベースの更新の徹底
4. 大学院学生・研究員の研究活動の把握

【評価項目 9-2-1】 研究活動

- (必須要素) 論文等研究成果の発表状況
- (選択要素) 国内外の学会での活動状況
- (選択要素) 当該学部として特筆すべき研究分野での研究活動状況
- (選択要素) 研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

(現状の説明)

1. 論文等研究成果の発表状況

専任教員の論文等研究成果については、従前は研究業績報告書として刊行していたが、2002年4月から、学内外に広く情報発信するために「関西学院大学研究業績データベース」を構築し、本学のホームページで公表している。教員自身の責任で最新の研究成果をインターネット経由で入力することにより、随時研究業績データを更新し、リアルタイムで学内外に情報発信できるようにしている。国内学の学会での活動状況についても、研究成果と同様にデータベース上で公表している。

本学専任教員全員の「関西学院大学研究業績データベース」での研究成果等の発表状況は次のとおりである。(http://www.kwansei.ac.jp/kwansei_research/index.html)

＜研究成果の発表状況＞

年度	著書	論文	共同論文	学会報告	学術発表	翻訳	調査報告	書評	評論	事典	辞典	講演	招待講演	特許取得	特許出願
2000	146	400	124	232	193	34	52	35	41	9	10	127	21	0	1
2001	181	476	142	187	137	42	45	33	41	3	7	88	41	1	3
2002	199	419	137	214	120	24	43	53	42	6	17	118	40	0	10
2003	193	418	129	248	151	24	36	37	42	4	15	113	51	5	2
2004	161	388	105	200	181	15	22	31	44	5	11	86	38	0	4
計	880	2,101	637	1,081	782	139	198	189	210	27	60	532	191	6	20

2. 研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

(1) 文部科学省「21世紀COEプログラム」

2003年度 1件

(2) 文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業

2005年度現在、10の研究プロジェクトが活動しており、その内訳は次のとおりである。

<文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業 採択一覧>

研究組織名	研究期間								
	2001	2003	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
ハイテク・リサーチ・センター整備事業									
ナノ界面創生研究センター		●	●	●	●	●			
学術フロンティア整備事業									
応用心理科学研究センター		●	●	●	●	●			
オープン・リサーチ・センター整備事業									
近赤外環境モニタリングシステム研究センター	●	●	●	●	●				
光エネルギー変換研究センター	●	●	●	●	●				
有機ツール分子研究センター	●	●	●	●	●				
地方行財政システム研究センター				●	●	●	●	●	
錯体分子素子研究センター				●	●	●	●	●	
ヒューマンメディア研究センター					●	●	●	●	●
産学連携研究推進事業									
ナノバイオテクノロジー研究開発センター		●	●	●	●	●			
アート・インスティテュート			●	●	●	●	●		

(点検・評価の結果)

教員の研究成果発表を促進するため、大学としては、既にさまざまな研究支援制度を整えているが、さらに研究費の重点的配分、科学研究費補助金を初めとする外部資金獲得の促進策、顕彰・表彰制度等、教員の研究意欲を高める施策が必要である。

(改善の具体的方策)

今後、さらに教員の研究成果発表を促進するための研究支援制度を充実させる具体案を検討する。

【評価項目 9-2-2】 研究における国際連携

(選択要素) 国際的な共同研究への参加状況

(選択要素) 海外研究拠点の配置状況

(現状の説明)

2002年度から実施されている文部科学省「21世紀COEプログラム」の研究拠点プログラムで、2003年度に「『人類の幸福に資する社会調査』の研究－文化的多様性を尊重する社会の構築－」が採択され、大学院社会学研究科を中心とする20名の事業推進担当者が世界的研究拠点形成事業を推進している。

海外の大学および研究所との国際連携としては、まず本学と協定している学術交流実施大学をあげることができる。また、交換留学等実施大学の中でも研究において連携している場合もある。ただし、協定している大学・研究所であっても具体的な連携については、締結する際に貢献のあった教員が所属する学部との連携が根強く残っている場合が多い。

海外研究拠点の配置状況については、学術交流実施大学が研究拠点に該当する。海外との学術交流実施大学および交換留学等実施大学の中で、学術交流等の連携を行っている大学については、「2.5 国際交流」の項を参照。

(点検・評価の結果)

「21世紀COEプログラム」について、公募のあった2002年度から2004年度まで毎年申請してきたが、2003年度の1件の採択があったのみである。不採択の取り組みに関し、本学の申請にどのような問題があり、課題があるかについて検証する必要がある。また、採択された研究拠点プログラムについては、大学と社会学研究科が中心となっている事業推進担当者チームとの間の連携について、現在のところ臨機応変に対応しているが、今後円滑な運営が必要である。

海外との学術交流実施大学について、大学・研究所との連携について成果が出ている場合も多いが、中には実質的な交流が十分でないものもあり、それらの充実が今後の課題である。実際に学術交流を実施しているのは各学部であるが、大学の問題としては、学術交流等の連携を行っていけるかどうかについて見極めたうえで協定締結することが必要である。また、中国の吉林大学、蘇州大学との連携は長きに渡り実施されており、客員教員の交流、客員研究員の受け入れなど実績が上がっている。経済学部とフランス・リール第一大学経済社会学部との連携についても客員教授の招聘、本学教員の集中講義、学生の交換留学などが行われている。

(改善の具体的方策)

「21世紀COEプログラム」について、採択された研究拠点プログラムを参考にして、次期のCOEプログラムの採択を目指して、準備を進めていく。

海外との学術交流実施大学について、大学・研究所との連携について成果が出ていない場合、協定書締結当時に立ち戻り、見直す必要がある。

【評価項目 9-2-3】 教育研究組織単位間の研究上の連携

(必須要素) 附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係

(選択要素) 大学共同利用機関、学内共同利用施設等とこれが置かれる大学・大学院との関係

(現状の説明)

次の9つの研究所・センターを大学のもとに設置している。

- ・産業研究所
- ・総合教育研究室
- ・情報メディア教育センター
- ・言語教育研究センター
- ・スポーツ科学・健康科学研究室
- ・教職教育研究センター
- ・人権教育研究室
- ・キリスト教と文化研究センター
- ・災害復興制度研究所

研究所・センターではそれぞれ日常の処理業務を決済する室長会・センター会議等の執行部会をおき、管理・運営の基本方針、予算・決算、事業計画等を審議・決定する評議員会等をおいている。研究所・センターで決定された案件については必要に応じて学部長会、

大学評議会に諮り、全学的な承認を得ている。（「Ⅳ 研究所・センターに関する事項」を参照）

（点検・評価の結果）

ほとんどの研究所・センターの長は学部長会・大学評議会のメンバーではないため、研究所・センターの評議員会等での審議の経緯等が学部長会、大学評議員会等に伝わりにくい構造となっている。そのため、大学にとって必要な検討事項あるいは研究所・センターの依頼事項については、事前に学長室会等の調整機関で研究所・センター評議員会等での検討内容を聴取し、学部長会・大学評議会において円滑に議論が進むように調整を行っているが、意思決定の簡素化につながっていない場合もある。

（改善の具体的方策）

研究所・センターに関する全学に係わる意思決定の場合、研究所・センターでの審議経過が全学の意思決定機関である学部長会・大学評議会に伝わるよう、より一層各機関との連携を図る。また、学長と研究所・センター長との情報交換の場を定期的に持てるように調整する。